

## 第二百十八号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条中「有害物質に汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散又は土壌汚染」を「規則で定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）による土壌の汚染又はこれ」に改める。

第百十四条を次のように改める。

（土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等）

第百十四条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書（以下「土壌地下水汚染対策計画書」という。）を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。

一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせたとき。

二 当該土壌汚染の生じた土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。

2 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者

に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。

3 第一項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十四条計画書」という。）を提出した者は、当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。

4 知事は、第百十四条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十四条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第百十四条計画書を提出した者は、当該第百十四条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第百十五条の見出し中「土壤汚染」を「土壤等の汚染状況」に改め、同条第一項中「有害物質による」を「特定有害物質による」に、「場合」を「とき」に、「規則」を「規則」に、「その敷地内の土壤の汚染状況を調査し、」を「当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査（以下「汚染状況調査」という。）を実施し、及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。  
第百十五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壤汚染が規則で定める基準に該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壤地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壤汚染が、当該報告した者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。

第百十五条に次の三項を加える。

4 第二項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十五条計画書」という。）を提出した者は、当該第百十五条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。

5 知事は、第百十五条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十五条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 第百十五条計画書を提出した者は、当該第百十五条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第百十六条を次のように改める。

（工場等の廃止又は施設等の除却時の義務）

第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

一 工場等廃止者（有害物質取扱事業者であった者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。） 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地

二 施設等除却者（有害物質取扱事業者であつて、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。） 当該除却に伴い土壤の掘削を行う土地

2 前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取

り消すものとする。

- 一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。
- 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- 4 知事は、第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。
- 一 当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。
- 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき（将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。）。
- 5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。
- 6 第四項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十六条計画書」という。）を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。
- 7 知事は、第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 8 第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第一項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が、汚染状況調査の実施若しくは報告、第百十六条計画書の作成若しくは提出又は土壤汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者も、当該汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書の作成及び提出並びに土壤汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出（当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。）を行わなければならない。

10 知事は、前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規則で定める事項を通知するものとする。

11 土地の所有者等（工場等廃止者、施設等除却者及び第九項の譲渡を受けた者を除く。）が汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行った場合（工場等廃止者、施設等除却者又は第九項の譲渡を受けた者が、第一項、第六項又は第九項の規定に基づく汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。）において、当該汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置があつたものとみなす。

第百十六条の次に次の二条を加える。

（有害物質取扱事業者による自主調査）

第百十六条の二 有害物質取扱事業者（第百十五条第一項、前条第一項又は第百十七条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。

2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前条第四項中「第一項」とあるのは「第百十六条の二第一項」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取

扱事業者」と、前条第五項中「前項」とあるのは「第一百六条の二第二項において準用する第一百六条第四項」と、前条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第一百六条の二第二項において準用する第一百六条第四項又は第五項」と、「第一百六条計画書」とあるのは「第一百六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第七項及び第八項中「第一百六条計画書」とあるのは「第一百六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第九項中「第一項及び第四項から前項まで」とあるのは「第一百六条の二第二項において準用する第一百六条第四項から第八項まで」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、及び「汚染状況調査の実施若しくは報告、第一百六条計画書」とあり、及び「汚染状況調査の実施及び報告、第一百六条計画書」とあるのは「第一百六条の二計画書」と読み替えるものとする。

(工場等の敷地又は工場等の存した土地の改変時における汚染地改変者の義務)

第一百六条の三 次の各号に掲げる土地において、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、次条第一項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

一 第一百十五条第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌汚染が同条第二項の規則で定める基準に該当しなかつた土地

二 第一百十六条第一項の規定による汚染状況調査の結果、同条第四項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれにも該当しなかつた土地

三 第一百十四条第三項若しくは第四項、第一百十五条第四項若しくは第五項、第一百十六条第六項、第七項若しくは第九項(前条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第一百十六条第十一項又は次項の規定により措置が講じられた

土地

2 前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならぬ。

3 第一項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第百十七条第一項中「に行う」を「における」に、「掘削等」を「掘削その他の」に、「有害物質」を「特定有害物質」に、「設置状況等」を「設置状況その他の」に改め、同条第二項中「土地の改変者」を「土地改変者」に、「当該土地の汚染状況を調査し」を「、当該土地の汚染状況調査を実施し」に改め、同条第三項中「調査」を「規定による汚染状況調査」に、「有害物質」を「特定有害物質」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壤汚染が第百十四条第一項第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。

第百十七条に次の四項を加える。

5 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

7 次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第一項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。

- 一 第二項の規定による汚染状況調査が実施された土地のうち、第五項の汚染拡散防止の措置を要しなかった土地
- 二 第五項（次項において準用する場合を含む。）の規定により措置が講じられた土地

8 第五項及び第六項の規定は、前項の汚染地改変者について準用する。この場合において、第五項中「第三項」とあるのは「第七項」と、「当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」と、第六項中「第三項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

第百十八条を次のように改める。

（記録の保管、引継等）

第百十八条 第百十四条から前条までの規定に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては当該調査、計画書又は措置の内容について、第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がなければならない。

2 土地の所有者等（その者の地位を承継した者を含む。）は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。

第百十八条の次に次の一条を加える。

（台帳の調製等）

第百十八条の二 知事は、第百十四条から第百七条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。

第百十九条の見出しを「（調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等）」に改め、同条中「有害物質取扱事業者」の下に「、工場等廃止者、施設等除却者」を加え、「受けた者及び」を「受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は」



に、「汚染土壌の調査及び処理等」を「調査、措置等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合（第百十七條第四項に規定する場合を含む。）又は第百十六條第四項第一号に規定する規則で定める場合（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供しよう努めるものとする。

第百二十條の見出しを「（勧告等）」に改め、同条中「から第百十七條までの規定（第百十四條第一項、第百十五條第一項及び第二項、第百十六條第二項並びに第百十七條第二項の規定を除く。）」を「第五項、第百十五條第六項、第百十六條第一項、第八項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第九項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六條の三各項並びに第百十七條第一項、第三項、第五項（第八項において準用する場合を含む。）、第六項（第八項において準用する場合を含む。）及び第七項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、第百十六條第一項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となつてゐる土地の場所及びその範囲について、公表することができる。

3 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

第百二十一條中「第百十六條第四項」を「第百十六條第九項（第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）」、第百十六條の三」に、「有害物質取扱事業者」を「工場等廃止者又は施設等除却者（第百十六條の二第二項において準用する場合）にあっては有害物質取扱事業者）」に改め、「係る土地」の下に「又は第百十六條の二第一項の汚染状況調査を実施した土地」を加え、「又は土地の改変者が、土壤汚染の調査又は拡散防止の措置等」を「、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（土地の所有者等の協力義務）

第二百十一条の二 第一百四十四条から第一百七十七条までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。

第二百十二条第二号中「場所」の下に「（汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。）」を加え、同条第三号中「有害物質」を「特定有害物質」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号の規定にかかわらず、第百十三条から前条までの規定は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。

第百五十六条第一項中「又は第五十六条」を「、第五十六条又は第百二十条第一項」に改める。

第百五十八条第一号中「第百十四条第一項」を「第百十四条第二項若しくは第四項」に改める。

第百五十九条第一号中「第百十五条第二項又は第百十六条第二項」を「第百十五条第三項若しくは第五項又は第百十六条第五項（第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第七項（第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）」に改める。

別表第四 二十七の項中「塩化ビニルモノマー」の下に「（別名クロロエチレン）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第百十四条第一項の規定による命令を受けた者に対する当該命令に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第百十五条第一項の規定により汚染状況の調査の結果を報告するよう求められた有害物質取扱事業者に対する当該求めに係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前に旧条例第百十六条第一項に規定する廃止、除却又は届出を行った有害物質取扱事業者に対する当該廃止、除却又は届出に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第百十七条第一項に違反をしている者に対する勧告に係る旧条例第百二十条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前に旧条例第百十七条第二項の規定により汚染状況の調査の結果を報告した土地の改変者に対する当該報告に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、現にされている旧条例第百十七条第二項の規定による求めは、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第百十七条第二項の規定による求めとみなす。
- 8 この条例の施行前にした行為及び附則第二項から第六項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行等を踏まえ、土壌及び地下水の汚染の防止に係る規定を改める必要がある。